



神龜四年正月の雷電

著者	村田 右富実
引用	百舌鳥国文. 20, p.99-115
URL	http://doi.org/10.24729/00005071

神龜四年正月の雷電

村田 右富実

一 はじめに

万葉集卷六には、次の歌が載せられている。

四年丁卯の春正月、諸の王・諸の臣子等に勅して、授刀寮に散禁せしむる時に作る歌一首 并せて短歌

ま葛延ふ 春日の山は うちなびく 春さり行くと 山の
上に 霞たなびき 高円に 鶯鳴きぬ もののふの 八十
伴の雄は 雁が音の 来継ぐこのころ かく継ぎて 常に
ありせば 友並めて 遊ばむものを 馬並めて 行かまし
里を 待ちかてに 我がせし春を かけまくも あやにか
しこし いはまくも ゆゆしくあらむと あらかじめ か
ねて知りせば 千鳥鳴く その佐保川に 岩に生ふる 菅
の根取りて しのふ草 祓へてましを 行く水に 禊ぎて
ましを 大君の 命かしこみ ももしきの 大宮人の 玉
梓の 道にも出でず 恋ふるこのころ(6・九四八)

反歌一首

梅柳 過ぐらく惜しみ 佐保の内に 遊ばむことを 宮も
とどろに(6・九四九)

右、神龜四年正月、数の王子と諸の臣子等と、春日野に集ひて打毬の楽をなす。その日忽ちに天陰り雨ふり雷電す。この時に、宮の中に侍従と侍衛となし。勅して刑罰に行なひ、皆、授刀寮に散禁せしめ、妄りて道路に出づること得ざらしむ。時に愠憤みし、即ちこの歌を作る。作者、未だ詳らかならず。

神龜四年(七二七)正月、平城京に「雷電」があり、この時、宮中に詰めていなければならなかつたはずの「数の王子と諸の臣子等」は、「春日野」で「打毬の楽」に興じていた。結果、彼らは「授刀寮」に「散禁」され、「道路」に出ることも許されず、「愠憤」してこの歌を作った。以上が左注から知られる当該歌の成立事情である。当該歌については、これまで、「当事者は散禁の罰を不満として此の作あることが知られる。」(『私注』)と、罰への不満を詠んだものとされる傾向にあった。しかし、『釈

注』は、

「悒憤」を主題にし、禁足されながらも、その不運の状態をみやびと化していく遊びがある

『釈注』

と、当該歌に遊び心を見出ししている。勿論、この二つの解釈は排他的に対立するものではないが、歌の読みが安定しているとはいえない。にもかかわらず、当該歌は先行研究に恵まれない。

管見に入った限り、当該歌を中心に論じたものは三編⁽²⁾だけである。そして、それらは時代状況を論じる材料として当該歌が利用されており、当該歌を中心とした論はないようである。

そこで、本稿では、あらためて当該歌の歌表現を追うことによつて、当該歌の方法を論じる。そのために、まず、左注の「悒憤」に着目したい。たとえば、『新大系』は、『藝文類聚』を引用しつつ、これを怒りの表現と解する。また、集中に「悒憤」の文字列は菟原娘子挽歌に一例見え、「いぶせむ」と付訓される。うつつゆふのこもりてをれば 見てしかと 悒憤時之

垣穂なす 人の誂ふ時く(9・一八〇九)

この「悒憤」は、家の外に出てこない菟原娘子を一目見ようと集まってくる男たちの感情を表現している。また、集中の「いぶせむ(し)」は、他に九例を数える。うち、六例が相聞歌であり、思い人に逢いたくても逢えない状態が続いている時の感情

表現として用いられる。これが「いぶせむ(し)」の一般的な用法といつてよいであろう。また、うち二例(8・一四七九、8・一五六八)は雨などの原因によつて外に出られない状況を歌い、当該歌の状況と重なる。これらの例に共通するものは、自分の意志ではどうにもならず、イライラが募っている状態と見て間違いないだろう。

以下、この点を前提に当該歌を読み進めるが、その前に、当該長歌の訓について触れておく。

十一〜十四句に相当する原文は、「折木四哭之 来維比日如此續 常丹有脊者」と推定されるが、これは、「折木四哭之」が難読であったためもあつてか、早くに本文が壊れてしまつていたようである。しかし、『万葉代匠記 初稿本』が「雁が音」の訓を提示し、『攷證』が、

そもそも、折木四、切木四などを、かりの假字としたるは、和名抄雜芸類に、兼名苑云、樗蒲、一名、九采。「和名、加利字知。」また、雜藝具に、陸詞云、殍。「音軒加利。」殍子、樗蒲采名也とありて、古しへ、博戯の采の名を、かりと云し也。

『攷證』

と、論じたように、「折木四」の部分は博打の一種である樗蒲の用語を使用した戯書であることは明瞭である。

また、これに続く「来継比日 如此續 常丹有脊者」の部分の原文は、「来継皆石此續常丹有脊者」である。写本間に大きな異同もない。しかし、このままで付訓できず、この点については、『略解』が、提唱して以来通訓となつてゐる。「来継ぐこのころ かく継ぎて 常にありせば」に従いたい。

以上の点を踏まえ、以下、便宜的に長歌を五段に分割し、順次述べて行く。

二 ま葛延ふ 春日の山は

く高田に 鶯鳴きぬ

第一段では、春の到来と春日山の春の景色が歌われる。「山の」上に「霞たなびく 高田に 鶯鳴きぬ」の部分は対句的表現ではあるが、「山の上」と「高田」とでは、対句の構成要素として明らかに釣り合わない。

また、この部分は「春日の山は、山の上に霞がたなびき、高田に鶯が鳴いた」という意味となるが、「春日の山」という大地名の中の「高田」という小地名を歌っていることにでもなるのだろうか。しかし、集中において一首の中に「春日」と「高田」とが共起する歌は、

春日野に しぐれ降る見ゆ 明日よりは 黄葉かざさむ

高田の山（8・一五七）

の一例のみであり、大地名、小地名の関係で捉えてよいかどうかも不安が残る。

さらに、第五句「山の上に」を元暦校本にのみ見える「山七」の本文を採用し、「やまかひに」とする注釈が多いが、これは、「山の上に 霞たなびく」という歌われ方の不自然さを考慮してのものと思われる。たしかに「霞」が山の上に「たなびく」というのはいささか変わった表現であることは間違いない。ただ、たまきはる 我が山の上に 立つ霞 立つとも居とも 君がまにまに（10・一九二）

の例もあり、表現として成立しないとはいえず、独自異文である元暦校本の本文を採用することはできない。

当該歌冒頭部は、粗雑な表現の羅列ということになつてしまふが、その内容は、自分たちが「打毬」を楽しんだ「春日」の地に春が訪れた時の佳景を表現したものと考えてよいであろう。

三 もののふの 八十伴の緒は

く待ちかてに 我がせし春を

第二段は、「常にありせば」を「ものを」、「里を」、「春を」と三つの「を」が三連対のような形で受けるといふ珍しい形式に

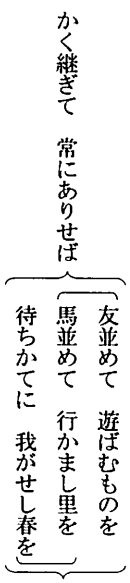
なっている。その表現内容は、「平穩無事であったならば、友とともに遊ぶものを、馬を並べて行くはずの里だったのに、待ちに待った春なのに」と、「反実仮想を並べ立てた、いわば愚痴の連続である。しかし、個別の表現を見ると、それぞれの意味するところは曖昧である。たとえば、「雁が音の 来継ぐこのころ」は季節から見て、帰雁を表すことになろうが、帰雁を「来継ぐ」と表現するのは耳に立つ。また、この「来継ぐこのころかく継ぎて 常にありせば」は文脈把握が困難である。おそらく、「雷電事件もなく普通の春であったならば」ということを歌っていると思われるが、歌表現から、それを帰納することは不可能である。もつとも韻文という文学形式が表現の外部情報への依存度が高いことは周知の事実であり、ここも当該歌を享受する人々の間では理解できたとするよりあるまい。

続く三連対のように見える最初の「友並めて」という表現も標準的とはいえない。集中の「並めて」を見ると、

- 馬並めて↓1・四、1・四九、3・二三九、6・九二六、
 - 6・九四八、7・一一〇四、7・一一四八、9・一七二〇、
 - 10・一八五九、10・二一〇三、17・三九五四、17・三九九
- 一、19・四二四九
- 船並めて↓1・三六、6・九三三

橘並めて↓17・三九〇八

と、いずれも人間以外のものを並べる行為であり、当該歌のように「友と連れだつて」という表現はない。第二連の「馬並めて」との対応関係から作り出された表現なのかもしれないが、なお違和感が残る。さらに、この三連対を図示すれば、



となる。この構成も一般的とはいえない。

ここまで読み進めると、当該歌は、明確な構成を持っているわけではなく、どちらかといえば、即興に近い性質を持つているといつてよいことが分かってくる。制作意図ということばを持ち込めば、輜晦ということにもなるのであろうが、その点は問わない。万葉集の中にあつて、特殊なことば繋がりが多いことを確認して先に進む。

- 四 かけまくも あやにかしこし
 くあらかじめ かねて知りせば
- 第三段落は、「かねて知りせば」と仮定を述べる部分である。まず、最初の「かけまくも あやにかしこし いはまくも ゆ

ゆしくあらむ」は定型表現であり、類例は、万葉集に十例、続日本紀宣命に三十七例、祝詞(出雲国造神賀詞)に一例を数える。この部分については、『全注』に詳細な論がある。多少長いが、引用する。

ユウシは神聖な事に触れることをつしむ心をあらわす。ユウシクアレドの訓は諸注になく、諸注の訓はユウシクアリト、ユウシカラムト、ユウシクアラムトとあって、次の「あらかじめかねて知りせば」にかけて解釈する。「知る」のは作者であり、何を知るかというと作者が罰せられることである。これではカシコキこと、ユウシキことが作者たちの処罰になってしまう。「かけまくも」以下四句と類想の表現は、2・一九九、3・四七五、四七八、13・三三二四、18・四一一、20・四三六〇および「出雲国造神賀詞」などに見えるが、諸注にみえるような用い方は全くなく、これらの表現は、神、天皇、皇子の命を対象として使用されている。それ故にこも「心にかけて思うことさえ天皇に対しておそれ多く、口にかけていうのも天皇に対して謹まれます」と理解しなければならない。この意味で、最後の「跡」はトでなく、2・一九九の一云のような逆接のトでなければならぬ。ユウシクアレドが字足らずであれば、「ユウ

シクアラメド」でもよい。 (『全注』)

『全注』は、集中の他の類型表現から帰納した当該歌の意味内容と、通説によつて当該歌の文脈を理解しようとした時の意味内容との間の矛盾を指摘し、その矛盾を改訓によつて集中の類型表現に適合させ、解決しようとした。しかし、原文は、「湯々敷有跡」であり、この「跡」を濁音に訓むことは可能なのだろうか。たとえば、巻六には、三十五例の「跡」があり、次のように分布する。

清音のトで訓む例⁽⁵⁾

- 如是霜履跡(九二〇/20)、跡見居置而(九二六/6)、古郷跡(九二八/8)、京師跡成宿(九二九/9)、有跡者雖聞(九三二/10)、浪可將立跡(九四五/2)、春去往跡(九四八/8)、湯々敷有跡(九四八/2)、界賜跡(九五〇/8)、家跡住(九五五/8)、名兒山跡負而(九六三/8)、恐跡(九六五/8)、大夫跡(九六八/8)、去跡云道曾(九七四/8)、難波乃海跡(九七七/8)、去方乎無跡(九八四/8)、君來跡(九八六/8)、梅咲有跡(一〇一一/8)、公來座武跡(一〇三三/2)、暇无跡(一〇二六/8)、好往跡其念(一〇三三/5)、常無物跡(一〇四五/8)所知座跡(一〇四七/12)、古京跡(一〇四八/8)、宜国跡(一〇五〇/8)、立合郷跡(一〇五〇/12)、大宮此跡(一

〇五〇/40)、此跡標刺(一〇五二/4)、所知食跡(一〇五三/24)、京師跡成宿(一〇五六/6)、在吉跡(一〇五九/2)、泊停跡(一〇六五/4)

濁音のドで訓む可能性のある例

見卷欲跡(九四六/8)、田跡河之(一〇三五/2)、国見跡(一〇五九/1)

たしかに「ド」と訓む可能性のある例もあるが、圧倒的に多いのは清音「ト」に宛てた例である。こうした状況の中、当該歌の「はるさりゆくと」においては、明らかに清音仮名として用いられている点に注意される。当該部を「ゆゆしくあれど」と訓じるためには、単に「跡」が清濁両用仮名だというだけではなく、当該部の「跡」を濁音に訓むに足る積極的な外部論理が必要になるだろう。とすると、やはりここは他の集中の類型的な表現とは違い、自分たちが起こしてしまつた事態がこれほどになるとは思いもしなかつたという通説の理解が正しいことになろう。一見類型的な王権讚美の表現でありながら、その実態は自分たちの行為に対する後悔の念の表出となつていのである。

そして続く「あらかじめ かねて知りせば」は、たしかに内田賢徳氏「漢字表現の応用と内化」『万葉集研究』第二十一集・一

九九七年三月/『上代日本語表現と訓詁』所収も述べるように、「あらかじめ」と「かねて」とのあいだには語義の差があるとはいへ、集中には、この両方が一首中に共起することは他になく、冗長な表現であることは否めまい。この段落もこれまで同様、一般的とはいえない表現が連続していたといつてよからう。

続いて、「もしも罰せられるということを知っていたら」という仮定表現を受ける部分へと論を進める。

五 千鳥鳴く その佐保川に

く行く水に 禊ぎてましを

話者は、罰せられることを知っていたら、「祓へてましを」、「禊ぎてましを」と歌う。一般にこのくだりは、「祓へ」や「禊ぎ」をしておけばよかつたと解釈されるし、それ自体は間違ではない。しかし、その歌い方は、一般的な「祓へ」や「禊ぎ」とは異なっているようである。

まず、「岩に生ふる 昔の根」についての通説を『全注』に見てみよう。

スガはスゲの交替形。「大祓祝詞」のなかに「天津菅^{おほはらのかぎ}乎^あ本^{もと} 荊断末荊切^{つばき}氏八針^や取^と辟^{はら}氏天津祝詞乃太祝詞事^{あまのつとむこと}乎^あ宣^{のたま}礼」とあり、菅會(すげの織維)が祓の場合に大きな役割をもつてい

ることがわかる。スガノネのネは「石が根」(3・三〇二)と同じく意味をもたぬと考えてよい。

『全注』

通説のポイントは、①「菅」は「被へ」に用いられる具である、②「菅の根」の「根」は添えただけで意味のないものである、という二点に集約される。たしかに、「菅」は『全注』に引用されている。「六月晦日大祓」の祝詞にあるように「被へ」の具であることは間違いない。しかし、その「六月晦日大祓」の祝詞には、

天津菅曾平 本莉断末莉切 八針尔取辟 天津祝詞乃太祝
詞事乎宜礼。(六月晦日大祓)

とあるように、「菅」の上下を切り取り、それを裂いているものである。つまり、「被へ」の具となる「菅」はそもそも「根」が切り取られているのである。おそらく、諸注が、「根」は添えただけであり意味を持たないと注するのは、この点を考慮してのことなのであろう。では、「菅の根」と「菅」とを同一視することとは可能なのだろうか。

集中には「菅」三十七例、その交替形の「菅」三十九例を数える。うち、「菅の根」は二十一例。この二十一例中、「ねもころ」を起こす歌が、十二例と過半数を占める。ここからだけでも「菅の根」にとって「根」が重要な要素であることが分かる。

また、「長」を起こす「菅の根」が三例あり(10・一九二、10・一九三四、20・四四八四)、これも、「根」に表現の中心があることはいうまでもない。そして、「思ひ乱れ」を起こす「菅の根」が一例。

否と言はば 強ひめや我が背 菅根之 思ひ乱れて 恋ひ
つつもあらむ(4・六七九)

この歌については、『冠辞考』が、「こは山菅なり、糸の如き根の多く長く這乱る物なれば、さる語に冠せたり」(『冠辞考』と述べるように、「根」が焦点化されているといつてよいであろう。また、「絶ゆ」を起こす「菅の根」も一例ある。

かきつはた 佐紀沢に生ふる 菅根之 絶ゆとや君が見
えぬこのころ(12・三〇五二)

これは、『全注』が「菅の根は引けば切れるところから、『絶ゆ』というための序」と述べるように、「根」に表現の中心があると理解してよい。

ここまで述べてきた十七例は、「菅の根」が、枕詞あるいは序詞に使用されているものである。全例「根」が表現の中心となっていた。次に枕詞や序詞に用いられない例は、三例。いずれも、譬喩歌に分類され、思ひ人の譬喩になつている。

あしひきの 岩根こししみ 菅根乎 引かば難みと 標の

みそ結ふ(3・四一四)

真島住む 雲梯の社の 菅根乎 衣にかき付け 着せむ児

もがも(7・一三四四)

春日山 山高からし 石の上の 菅根将見尔 月待ち難し

(7・一三三三)

第二例の7・一三四四番歌は、どのような譬喩か不明ではあるが、3・四一四番歌は、「引かば難み」と歌う以上、「菅の根」の「根」が譬喩の対象であることは間違いない。7・一三三三番歌は、強いていえば、「菅の根」ではなく、「菅」と見ることも不可能ではないが、「石の上の」と歌っているところからすると、石を這う「根」を意味していよう。このように見てくると、少なくとも見積もつても、当該歌を除く二十例の「菅の根」のうち、十八例までが「菅の根」を焦点として歌っていることが分かる。

一方、「菅」はどうであろうか。三十七例ある「菅」の中には、奥山の 磐本菅乎 根深めて 結びし心 忘れかねつも (3・三九七)

おし照る 難波乃菅之 ねもころに 君が聞こして 年深
く 長くし言へばく(4・六一九)

湊に 核延子菅 ぬすまはず 君に恋ひつつ ありかてぬ
かも(11・二四七〇)

見渡しの 三室の山の 石穂菅 ねもころ我は 片思ひぞ

する(二云 三諸の山の 岩小菅)(11・二四七二)

奥山の 石本菅乃 根深くも 思ほゆるかも 我が思ひ妻

は(12・二七六一)

くたづがなく 奈具江能須氣能 ねもころに 思ひむすば

れく(18・四一一六)

のように、強く「根」を志向する表現もある。ただし、これらは「菅」だけで「根」を歌うのではなく、歌の表現上に「ね」の音が存在する点を忘れてはなるまい。つまり、これらの例は、「菅」が単独では、「菅の根」を意味しないことを証していることにもなるのである。

また、

三嶋菅 いまだ苗なり 時待たば 着ずやなりなむ 三島

菅笠(12・二八三六)

のように、女性の譬喩として用いられる例も見られる。今、用例は省略したが、「菅」が女性の譬喩として用いられるものは、すべて「菅の根」ではなく「菅」そのものが女性の譬喩となつて

いる。
一方、枕詞や序詞に用いられる「菅」をその使用例ごとくまとめると、次のようになる。

「真野の榛原」にかかる例↓3・二八〇、3・二八一、7・
一三五四

「乱る」にかかる例↓11・二四七四、12・三三二〇四

「なみなみに」にかかる例↓11・二四七一

「押し伏せ」にかかる例↓11・二四七七

「有間菅」から「あり」にかかる例↓12・二七五七、12・三〇六四

「白菅」から「知らせ」にかかる例↓12・二七六八

「山菅」から「止まず」にかかる例↓12・二八六二、12・三〇五五、12・三〇六六

「山菅」から「そがひ」にかかる例↓14・三五七七

先に述べた「菅の根」とは対照的に、多様な用いられ方をしていることがわかる。また、「菅」の属性を基本にしたものではなく、「有間菅 あり」、「白菅の 知らせむ」、「山菅の 止まず」、「山菅の そがひ」など、同音の繰り返しを利用した用法が多いのも特徴の一つである。さらに、

山菅之 実成らぬことを 我に寄せ 言はれし君は 誰と
か寝らむ (4・五六四)

ぬばたまの 黒髪山の 山草 小雨降りしき しくしく

思ほゆ (11・二四五六)

我妹子が 袖を頼みて 真野の浦の 小菅乃笠乎 着ずて来
にけり (12・二七七二)

真野の池の 小菅乎笠尔 縫はずして 人の遠名を 立つべ
きものか (12・二七七二)

かきつはた 開沼之菅乎 笠に縫ひ 着む日を待つに 年そ
経にける (12・二八一八)

足柄の 麻萬能古須氣乃 菅枕 あぜかまかさむ 児ろせ
手枕 (14・三三六九)

古須氣乃乃 末吹く風の あどすすか かなしけ児ろを
思ひ過ごさむ (14・三五六四)

のように、作品世界における実景であるものや、特定の土地の
景物などもあり、「菅」の表現は多岐にわたる。「菅の根」に比
べて明らかに表現の求心力に欠けるといつてよいであろう。

また、「襖ぎ」の具として「菅」が用いられている用例もある。

く天なる ささらの小野の 七相菅 手に取り持ちて ひ
さかたの 天の川原に 出で立ちて 襖ぎてましをく
(3・四二〇)

やはり、「襖ぎ」や「被へ」に使用される「菅」は「菅」その
ものであり、「菅の根」とは区別されねばなるまい。

以上、万葉歌にあって「菅の根」と歌われるものは、その「根」

の属性にこそ意味があり、「菅すげ」とは違う機能を有していることがわかった。一方、「祓はらへ」の具として使われるものは「菅すげ」であつて「菅の根」ではないことが確認できた。このように截然たる区別がある以上、当該歌にあつても、「祓はらへ」の具としては用いられるはずもない「菅の根」を使つて「祓はらへ」をすると歌つていると解釈せざるをえない。

一方、続く「しのお草」については、

攷証にクサを種の意としているのがよい。「手向草」(1・三四)、「目さましくさ」(12・三〇六)、「語らひくさ」(17・四〇〇)と同じく、心ひかれる思いの意。『全注』

とされるのが通説である。そして、「岩に生ふる 菅の根取りてしのお草 祓へてましを」は、

岩に生えている菅の根を抜き採り、憂いをもたらす種を祓つておけばよかつたのに 『釈注』

と解されてきた。しかし、そもそも「しのおくさ」の「クサ」を「思いの種」のような「種くさ」の意と取れるのであろうか。『全注』が掲げた例および、それに類似しそうな用例を見てみよう。なお、明らかに具体的な植物名を示しているものには、最後に「種」と記した。

手向草(1・三四、13・三三三七) 手割草(9・一七二六)

萱草(3・三三四、4・七二七、12・三〇六〇、12・三〇六一) 植、
恋忘草(11・二四七五) 植

思草(10・二二七〇) 植

目不醉草(12・三〇六一)

可多良比具佐(17・四〇〇〇)

通訓(ルビをもつて記した)によれば、これらの用例は全て「動詞の連用形+クサ」となる。個別に見ても、仮名書き例である17・四〇〇〇番歌は「かたらひくさ」と動詞の連用形にクサが連接しているし、「たむげぐさ」、「わすれぐさ」も、

白波の 浜松が枝の 他牟氣俱佐 幾代までにか 年の経ぬらむ 『歌経標式』一五

萱草 兼名苑云、萱草、一名忘憂(菅音喧、漢語抄云、和須) 禮久佐 『和名抄』卷十・七・ウ

の用例から「たむげぐさ」「わすれぐさ」と訓まれていた蓋然性が高く、これらも連用形+クサの形である。残る用例は「めさましぐさ」であるが、これについては後代の用例ではあるものの、おひしげるねぶりのもりのしたに「そめさましぐさ」ほううへかりけれ 『散木奇歌集』一三三三

がある。「動詞の連用形+クサ」という形は動くまい。そして当該歌の原文は「之努布草」と一字一音の表記を持ち、「しのおく

さ」としか訓めない。そして、その「しのふくさ」は、

垣衣 一名昔耶く中略く和名之乃不久佐 一名古介

『本草和名』 三五・ウ

垣衣 本草云、垣衣、一名、鳥葎、(之乃不久佐)

『和名抄』 卷十・七四・ウ

葎 (俗 葎字 音臥 コミラ) く中略く鳥一 シノフクサ

『類聚名義抄』 僧上・二十・ウ

とある。これらの状況からするに、当該歌の「しのふくさ」は、『本草和名』に「一名古介」とあるように昔の一種として理解するよりないことになる。すると、当該部の解釈の可能性としては、「昔の根」や「しのふくさ」で「祓へ」を行えばよかつたとするか、「しのふくさ」を「祓ふ」の枕詞として「昔の根」で「祓へ」を行えばよかつたとするか、その程度の解釈の幅しか残らない。つまり、「しのふくさ」をどう理解するにしても、この部分は、本来「祓へ」には適さないものを用いて「祓へ」をすればよかつたと悔いていることになるのである。

さて、もう一方の「禊ぎてましを」に論を進める。こちらは「佐保川の水で禊ぎをしておけばよかつた」と歌われる。諸注特に注を加えていないが、「佐保川」は「禊ぎ」に適した川なのであるか。集中に十七例ある「佐保(の)川」には、当該歌以外

に「禊ぎ」や「祓へ」の場所として歌われたものはない。また、古事記、日本書紀、続日本紀にも、そうした用例は存在しない。

わずかに、神護景雲三年(七六九)五月二十九日の第四三詔に、

挂畏天皇大御髪平盜給波利弓、岐多奈伎佐保川乃鬮腰尔入弓

大宮内尔持参入来弓、厭魅爲流己止三度世利。

とあるのが目につくが、「きたなき佐保川の鬮腰」とあるように、禊ぎには適さない川として理解されていたことを証することに
もなりかねない。また、「佐保」の地は、「八島のうち」(6・一〇五〇)を除けば、唯一地名に「の内」が下接する例である。当時の官人たちにとって極めて身近な場所だったといつてよいだろう。平城遷都に際して流路に変更が加えられたという(『新大系 続日本紀』補注)「佐保川」を、「禊ぎ」を行うに適した場所として理解することはやはりできまい。

このように理解を進めると、当該歌は、春日まで出向いて遊ぶことなく、佐保川付近で「祓へ」や「禊ぎ」のまねごとをしておけば、こんなことにはならなかつたのになという後悔の念を「慥憤」しつつ吐き出している歌ということになる。

ここまで読み進めれば、当該歌は、もはや自分たちの引き起こした事件の顛末について反省するような内容のものでないことは明らかである。それでは、最後の段落に論を進める。

六 大君の 命かしこみ

く道にも出です 恋ふるこのころ

最後の段落も前段落の「かけまくも」と似た機能を持つ「大君の 命かしこみ」という定型句から始まる。そしてこゝも、集中の他の「大君の 命かしこみ」と比較してみると、表現の類似のみにとどまり、その指し示す内容が全く違うことに気づかされる。集中の「大君の 命かしこみ」は二十八例。そのほとんどが大君の命による他国への旅を歌うものである。そこに見られるのは、天皇を頂点とする王権への讚美と、大宮人としての矜持である。それが、当該歌にあつては、「大君の」命令に従つて、やむをえず、道に出ることもなく散禁に甘んじているという内容である。当該歌と多少なりとも共通する可能性のあるものに、

大君の 命かしこみ 大殯の 時にはあらねど 雲隠りま
す(3・四四二)

く大君の 命かしこみ 天さかる 夷辺に罷る 古衣 真
土山より 帰り来ぬかも(6・二〇一九)

大君の 命かしこみ さし並ぶ 国に出でます はしきや
し 我が背の君をく(6・二〇二二)

の謀反や配流の例があるが、仮に当該歌と同じ解釈を施せたとしても罪の軽重を考えると類例とすることはできない。また、

昼見れど 飽かぬ田子の浦 大君の 命かしこみ 夜見つ
るかも(3・二九七)

は自分の気持ちとしては日中に見たい「田子の浦」だが、大君の命で夜見るようになったというものであり、あるいは当該歌に近い用例といえるかも知れない。しかし、いずれにしても、当該歌の「命かしこみ」は、「道にも出です」とあるように、「恐れ多いので」の意ではなく、「おそろしくて」散禁状態に甘んじているとの意にしなければならない。これは、他の「大君の 命かしこみ」とは決定的に違つており、先ほどの「かけまくも」と全く同じ構成となつていことがわからう。

なお、結句、「恋ふるこのころ」は文脈からは何を恋うているかが不明である。舌足らずの感は否めまい。また、この「恋ふるこのころ」は「来継ぐこのころ」と呼応するはずである。「友並めて」遊んでいるはずの「来継ぐこのころ」と、「散禁」の憂き目にあつている「恋ふるこのころ」とが呼応し、その落差を歌っているであろう。しかし、歌の構成が複雑なことに起因してか、この二つが見事に呼応しているとはいいがたい。歌の評価という面からいえば、褒められたものでないことはたしか

だろう。

当該長歌をまとめるならば、それは、自ら犯した罪に対して、後悔こそすれ、反省のかけらもない歌として理解してよいだろう。それでは、こうした長歌に対して、反歌はどのように歌われているのであろうか。

七 梅柳 過ぐらく惜しむ 佐保の内 遊ばむことを 宮もとどろに

反歌の具体的な解釈に入る前に、訓の問題について、二点触れておく必要がある。まず、第二句「過良久惜」は、

「すぐらくをしむ」(通訓)、「すぐらくをしき」(『増訂全註釈』、「すぐらくをしも」(『講談社文庫』

の三訓に分かれる。他に適当な訓も見当たらず、この三訓から選択的に考えるしかない。『増訂全註釈』の主張する「すぐらくをしき」は、その意味が「梅柳が過ぎるのが惜しい佐保の内」となってしまう、修飾語と被修飾語との関係にずれを生じてしまう。

また、集中に見える「惜しも」は三十七例あるが、結句以外に用いられた例は、

見渡せば むかひの野辺の なでしこが 散らまく惜しも

雨な降りそね(10・一九七〇)

の一例のみである。そして、この10・一九七〇番歌にしても第四句と結句とが並列の形となっている。この点から見るに「すぐらくをしも」の訓を取ることはできない。

残る通訓「過良久^{すくらく}惜^{をしむ}」は、ミ語法の「み」の読み添えが気になる。しかし、集中の「惜しむ」二十六例中、「ミ」の無表記の用例は十二例あり、^(E)「み」を表記する十四例中、仮名書きの巻の例が四例あるので、訓字主体表記の巻にあつて「惜しむ」の「み」は無表記の用例の方が多いということになる。これは季節の景物が過ぎてしまつたり散つてしまつたりすることの惜しさを歌う例の多いことに起因すると思われる。当該歌第二句は「過ぐらく惜しむ」と訓んでよからう。

もう一点は、第四句「遊事乎」の訓である。「あそびしことを」が通訓であるが、この点は、『増訂全註釈』が、
遊事乎 アソバムコトラ。新校の訓による。長歌にアソバムモノヲとあるのを受ける。左註によれば、打毬の遊びなどをしようとするをいう。
『増訂全註釈』

と、「あそびむことを」と訓むべきことを的確に述べている。長歌の「跡」についても同様であるが、原文「遊」を長歌の訓と違えて訓むには明確な論理が必要である。しかし、当該反歌に

ついでにはそれを組み立てることはできないと思われる。また、通訓の「遊びしことを」では、話者自身が「佐保の内」で遊んだことになってしまい、左注の記述と齟齬を来す。この点については、

左注に春日野とあるから、春日野もサホノウチの城内と考へられて居たのであらう。
〔私注〕

散禁された人たちが打鞆に興じた所は奈良市東北の春日野で、明らかに場所が違う。これは、「春日野に遊びしことを」では露骨になって天皇に対して憚られるので、例年の「佐保の内」での「遊び」を取りあげて婉曲に表現したのであらう。
〔私注〕

と、苦しい解釈が施されるが、「佐保の内」と「春日」との違いは、

春日なる 羽易の山ゆ 佐保の内へ 鳴き行くなるは 誰
呼子鳥(10・一八二七)

にも明らかであり、こうした解釈は取れない。また、諸注は「遊びし」の主語を散禁されている人々とする。左注によれば、散禁されている人々が赴いたのは、今の奈良市東方の春日野であって、佐保とはあきらかに場所が違う。この「遊びし」人は、他の大宮人たちであらう。
〔全注〕

とする『全注』もあるが、ここに他の「大宮人」が遊びに行ったことを持ち出してくるのは、「遊びけむことを」ならばまだしも、「遊びしことを」では、そうした意味にはなるまい。

結局、当該歌の訓は「梅柳 過ぐらく惜しみ 佐保の内に遊ばむことを 宮もどろに」となり、この訓に即した解釈が要求される。

梅や柳が過ぎてしまうことを惜しむこの歌は、長歌がひたすらに現況を嘆いたのに対して、近い未来のことを歌っている。

直訳すれば「梅や柳が過ぎてしまうのが惜しいので佐保の内に遊ぼうことを、宮もどろに響いている」となる。第四句と結句との間に何らかの省略があることは間違いない。そして、これは直前の間投詞「を」にどのような意味を持たせるかによって、歌の解釈が変わる。歌の文脈だけを考えれば、話者が「佐保の内」で遊ぼうとしていること、それが宮もどろに響いている」となるが、これは散禁状態を考えるとありえない。すると、「佐保の内」で遊ぼうとしているけれども、自分たちの行状が宮もどろに響いていて、とてもかないそうもない。」という意味に取るべきであろうか。「ことを」の形で逆接の意味を持つ例は少ないが、

このくしげ 開くなゆめと そこらくに 堅目師事平く

玉くしげ 少し開くに（9・一七四〇）

がある。

このように理解してよいのであれば、当該反歌は散禁状態がいつまで続くか分からない中、梅や柳が過ぎる頃までには「佐保の内」に遊びに行きたいと歌い、「宮もどろに」大騒ぎになっている現況と引き比べて、その実現が危ぶまれることを嘆いている歌となる。

先にも述べたように、「佐保」は「佐保の内」と表現され、当時の官人たちに取って身近なところであった。しかも当該歌に歌われる「佐保」は「梅柳 散らまく惜しみ」からもわかるように、「梅柳」が植えられている貴族の庭園である可能性が高い。長屋王の「佐保宅」のような場所を想定すべきであろう。となると、「野遊」が歌われるような、郊外である「春日野」まで行き、「打毬」を楽しんでいる間に、雷電事件が発生し、禁足を余儀なくされた彼らは、せめて手近な「佐保の内」での遊楽を夢見ていることになる。

長反歌を通してあったものは、後悔はしても反省しない態度であり、散禁状態の中でも遊ぶことを願う懲りない官人の姿であった。現実の歌の場への還元は慎むべきであろうが、当該歌が左注に示されたような場に提供されたとしてよいのであれば、

この長反歌は散禁の人々の間に自虐的な笑いを惹起したであろう。このように理解すれば、冒頭に触れた、「雁が音」の表記に賭博用語の戯書を用いていることにも理解が届くであろう。そもそも、当該歌の作歌背景を正面から捉えれば、賭博用語を用いた戯書が選ばれるはずもない。戯書の存在を考えても、当該歌に笑いを見出すのは、むしろ当然のことと思われる。

八 むすび

以上、できるだけ歌表現を万葉歌全体の中に相対的に定位させつつ説きを進めてきた。対句や三連対のありよう、個々の表現を取り出してみると、それらを優れた表現ということではできない。しかし、当該歌を通じて見えて来たものは、王権讃美の詞章を相対化し、笑いの題材とする歌表現であった。前期万葉に見られた、歌によるイデオロギーの領導や、歌による実体的な王権讃美と比較すると、当該歌に見られる王権讃美表現の相対化は、万葉第三期に新たに獲得された歌の方法ということになる。

これを、歌表現そのものの変質と理解すべきことなのか、歌の場の変質、あるいは歌の場の相違に収斂することなのか、あるいは、全く別の要因を考えるべきなのかは、簡単に結論づけ

られるものではない。しかし、吉野讚歌の表現が天皇讚美から君臣和楽へと移つてくること、また、讚美表現の鮮度が下落していっていることを考え合わせると、今のところ、歌表現そのものの変質として理解しておきたい。この点に関しては、第三期の他の作品を個別的に見て行つてから述べたいと考えているので、今は見通しを述べるに留めることとする。

【注】

- (1) 注釈書の略称は通行のものに従つた。
- (2) 渡辺政司氏『四年丁卯春正月、勅諸王諸臣子等散禁於授刀寮時、作歌』の背景について、(一)二松学舎大学人文論叢「十四号・一九七八年一〇月」
- 島田修三氏『授刀寮散禁歌考―聖武初期宮廷における授刀舎人散禁事件をめぐつて―』(「淑徳国文」三三二号・一九九一年二月)
- 古韻綾子氏「巻六『授刀寮散禁歌群』考―聖武朝春日讚歌としての読み―」(「古代文学」四四号・二〇〇五年三月)、『大伴家持 自然詠の生成』所収)
- (3) 「いぶせむ(し)」の用例は以下の通り。4・六一一、4・七六九、8・一四七九、8・一五六八、10・二二六三、12・二七二〇、12・二九四九、12・二九九一、18・四一一三。
- (4) 「やまかひに」とする注釈は次の通り。『評釈万葉集』、『窪田評釈』、『増訂全註釈』、『全集』、『集成』、『全注』、『新編全集』、『釈注』、『新大系』、『和歌大系』、『全歌講義』
- (5) 傍線は当該歌、歌番号の後の数字は句番号を表す。

(6)

「普」の用例は次の通り。なお、女性の譬喩となつてゐる用例はゴチックにした。3・二八〇、3・二八一、3・三九七、3・四二〇、4・五六四、4・六一九、7・二八四(二例)、7・一三五四、11・二四五六、11・二四七〇、11・二四七二、11・二四七二(二例)、11・二四七四、11・二四七七、11・二七五七、11・二七六一、11・二七六八、11・二七七二、11・二七七二、11・二八一八、11・二八三六、11・二八三七、12・二八六二、12・三〇五五、12・三〇六四、12・三〇六六、12・三三〇四、13・三三三三(二例)、14・三三六九、14・三四四五、14・三四九八、14・三五六四、14・三五七七、18・四一一六

(7)

「普」の用例は次の通り。ただし、地名などの取り扱いにより、多少増減する。また、「すがのね」の用例はゴチックにし、「ねもころ」を起こす用例には、傍線を付した。1・五二一、3・二九九、3・四一四、4・五八〇、4・六七九、4・七九一、6・九四八、7・一一三六、7・二五〇、7・一二七七、7・三四一(二例)、7・一三四四、7・一三七三、8・一六五五、9・一七三四、10・一九二一、10・一九三四、11・二四七三、11・二七二七、11・二七五八、11・二八一九、11・二八三六、12・二八五七、12・二八六三、12・三〇五一、12・三〇五一、12・三〇五三、12・三〇五四、12・三〇八七、12・三〇九二、13・三二八四、13・三三九一、14・三三三二、14・三三三六、16・三八七五、20・四四五四、20・四四八四、20・四四九一

(8) 仮名書き例から推すと、「すげのね」は存在しない。

(9) 注六参照。

(10) 「佐保(の)川」(「佐保渡り」一例を含む)の用例は次の通り。1・七九、3・三七一、3・四六〇、4・五二五、4・五二六、4・五二八、4・五二九、4・六六三、4・七二五、6・九四

八・六・一〇〇四、七・一一三三、七・一一二四、七・一二五
一、八・一四三三、八・一六三五、一二・三〇一〇、二〇・四四
七八

(11)

「佐保の内」の用例は次の通り。6・九四九、10・一八二七、

10・二二三二、11・二六七七、17・三九五七(二例)

(12)

「惜しみの「み」の無表記の用例は次の通り。4・七三一、

7・一四一四、8・一四九一、10・一九四四、10・一九五七、

10・二〇九九、11・二六九七(二例)、11・二八二二、12・二

八六一(二例)、13・三三三〇(二例)。

(むらた みぎふみ・本学教授)

本研究は科研費(二八五二〇二二四)の助成を受けたものである。